



2020年2月14日

各 位

会 社 名 児玉化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 齋木 均
(コード：4222、東証第二部)
問合せ先 経理財務部長 大洞 豪将
(TEL. 050-3645-0121)

**事業再生ADR手続の正式申込及び受理、第1回債権者会議及び
第1回債権者会議の続行期日の開催並びに今後の予定に関するお知らせ**

当社は、昨年5月に策定した中期経営計画に基づき、①事業ポートフォリオ改革、②自動車部品事業での生産安定化及び拡販、③管理コスト削減と経営・組織力強化 に取り組んで参りました。実業においては改善の効果も見られ、当期の営業損益は連結・単体ともに通期での黒字転換が見込まれるものの、構造改革費用等の発生により、最終損益においては大幅な赤字が見込まれております。資本の面でも、過年度の海外事業投資による累積損失を主たる要因として純資産は大きく毀損し、更に当期においては、2020年1月24日付けで公表した「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」記載のとおり、中国子会社に係る持分譲渡契約書を締結するに至ったことを受け、特別損失が膨らみ、資本が更に毀損する状況となっております。加えて、従前からの脆弱な財務状況に起因する信用力低下の問題、ひいては先行きの資金繰りの不透明感が拭えていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して関係当事者である金融機関の合意の下で、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことと致しました。

当社は、2020年1月8日、事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より事業再生ADR手続事業者としての認定を受けている団体です。）に対し、事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、同日付で受理されました。また、2020年1月17日、第1回債権者会議を開催し、全てのお取引金融機関様の出席の下、一時停止、DIPファイナンスによる資金支援に係る債権について優先弁済権を付与すること他について承認を頂きました。続いて、2020年2月3日、第1回債権者会議の続行期日を開催し、事業再生計画案の概要の説明をいたしました。

なお、事業再生ADR手続は、**金融機関を対象に進められる手続ですので、現在当社とお取引をいただいている一般のお取引先（お客様、仕入先様等）の皆様には、影響を及ぼすものではありません。**

また、当社子会社である、THAI KODAMA Co., LTD.、THAI KODAMA VIETNAM Co., LTD.、ECHO AUTOPARTS THAILAND Co., LTD.、無錫普拉那塑膠有限公司は今回当社が申請した事業再生ADR手続の主体ではございませんので、当社子会社のお取引金融機関様を含むお取引先の皆様には、何ら影響はございません。

当社は、本日併せて「スポンサー支援に関する合意書締結のお知らせ」にて公表いたしました通り、本日2020年2月14日付けで、エンデバー・ユナイテッド株式会社が管理・運営する投資ファンドであるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合（以下、「スポンサー」といいます。）との間で、スポンサー支援に関する合意書を締結いたしました。当社は既に、スポン

サーと協議の下、また、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言を頂きつつ、事業再生計画案の策定を行い、2020年2月3日開催の第1回債権者会議の続行期日において、スポンサーによる支援を前提とした事業再生計画案の概要説明を行いました。今後、事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関様と協議を進めながら、2020年1月17日に開催した第1回債権者会議で定められたスケジュールに従い、全てのお取引金融機関様の合意による成立を目指して参ります。

なお、第1回債権者会議で定められた本事業再生ADR手続のスケジュールは以下の通りです。

2020年3月4日	第2回債権者会議	(事業再生計画案の協議)
2020年4月14日	第3回債権者会議	(事業再生計画案の決議)

株主の皆様、お取引金融機関様はじめ関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をお掛けいたしますこと、また、お取引先の皆様には大変ご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、役職員一同一丸となって不退転の決意で事業再生に取り組む所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上